

Ⅲ 個人情報の保護に関する法律(副題 2:日本)

1. 個人情報の保護に関する法律の背景

個人に関する情報の収集・利用等により、個人の権利利益が侵害されることを防ごうという考え方が、大きなバックボーンです。

2. 保護法益

「自己の情報の流れをコントロールする権利」としてのプライバシーの権利を実現すると同時に、個人情報を技術的・組織的な措置により保護することも目的とされます。すなわち、プライバシー保護とセキュリティの確保が保護されるべき法益です。

3. 対象事業者

個人情報取扱事業者として、個人情報の保護に関する法律に定義があります（法 2③、令 2）。過去 6 ヶ月を超える期間、5000 人分を超える個人データを扱う事業者が対象となります。

4. 個人情報とは

個人情報の保護に関する法律では、保護が必要な情報を「個人情報」「個人データ」「保有個人データ」という 3つの概念に分けています。

(1) 個人情報

- ① 個人に関する情報でなければなりません。法人に関する情報は含まれません。
- ② 生きている人の情報に限られます。
- ③ 個人を特定できること（個人識別性）が必要となります。
- ④ 他の情報と容易に照合して識別できる場合も個人情報となります。

(2) 個人データ

特定の個人情報を検索できるように体系的にものを構成したものを「個人情報データベース等」と位置づけます（法 2②）。そして、「個人情報データベース等」に含まれる個人情報のことを「個人データ」と呼びます（法 2④）。「個人情報データベース等」には、住所管理ソフトのような電子データベースのもの（コンピュータ処理情報）だけでなく、紙の名簿のようなもの（マニュアル処理情報）も含まれます。

(3) 保有個人データ

6 ヶ月を超えて継続利用する個人データのことを「保有個人データ」と呼びます（法 2⑤、令 4）。保有個人データは、本人の求めに応じて、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことがあります。したがって、個人データであっても、開示義務等がないものについては、6 ヶ月を超えて継続利用するものであっても、「保有個人データ」から除外されます。その他、「保有個人データ」に該当しないという例外が次のように定められています（令 3）。

- ①個人データの存在が分かると、本人や他者に生命・身体の危険がある場合か、財産に危害が及ぶおそれがある場合（児童虐待やDVなどについての情報）
- ②個人データの存在が分かると、違法又は不法な行為を助長・誘発するおそれがある場合（不審者情報やクレーマー情報、暴力団等の反社会的勢力情報）
- ③個人データの存在が分かると、国の安全が害される、国際機関との信頼関係が損なわれたり、他国や国際機関との交渉で不利益になるおそれがある場合（要人の行動予定情報等）
- ④個人データの存在が分かると、犯罪の予防、鎮圧、捜査、公共安全と秩序の維持に支障が出るおそれがある場合（犯罪収益との関係が疑われる取引の届出の対象情報）

5. 罰則

この法律に違反した場合には、主務大臣による監督の対象となります。具体的には、主務大臣は、報告の徴収（法 32）、助言（法 33）、勧告及び命令（法 34）といった権限を行使することができます。事業者が、報告を怠ったり、虚偽報告した場合、30 万円以下の罰金に処せられ（法 57）、命令に違反した場合には、6 ヶ月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処せられます（法 56）。

6. 税理士業務と個人情報保護

個人情報保護に関する法律制定以前から、税理士には税理士法上の守秘義務が課せられています（税理士法 38）。守秘義務違反に対する罰則適用には、主務大臣の勧告、命令等を要さず、またその内容も、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金であり、個人情報保護に関する法律の罰則をはるかに超えるものです。個人情報保護に関する法律を一般法とするならば、税理士法は特別法という位置づけになり、特別法は一般法に優先することから、税理士は一般の事業者よりはるかに厳格な情報管理を求められているといえます。情報管理における実務上、税理士法上の守秘義務違反ではなく、個人情報保護に関する法律が適用されることは、想定しにくいといえます。